

## 第36号議案

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
(平成30年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項第1号中「であって、当該病院の」を「にあつては当該病院の医  
師、」に改め、「により」の次に「、併設される医療機関が診療所の場合にあつ  
ては当該診療所の医師により」を加える。

第33条第3項中「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行  
規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等  
に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則  
第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床  
検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第  
12条」を加え、「同令」を「医療法施行規則」に、「第15条の2の規定による人  
体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設  
(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」  
に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法  
律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生  
省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲  
げる施設を除く。)における検体検査の業務(島根県介護医療院の人員、施設及  
び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年島根県条例第17号。以下  
「基準条例」という。)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をい  
う。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2  
の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第  
4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」に、「検体  
検査」を「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施

に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に、「医療機器」を「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器」に、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に、「医薬品医療機器等法」を「基準条例第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法」に、「第15条の2の規定による医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」に、「医療」を「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年島根県条例第17号）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年島根県条例第17号）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改め、同項第1号中「人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査」を「臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。